会議記録(1)

会議	 名称	第21回北本市住民自治条例制定研究懇話会								
開会	及び	平成20年2月9日(土)								
閉会日	日時	午後1時30分~午後3時30分								
開催場	場所	文化センター第2研修室								
議長月	議長氏名 会長 内田政之助									
出 委員(氏	席 (者) 名	有働 秀鷹 浅野 昭八 細井久美子 阿久井美代子 内田政之助 勝 豊 加藤 信利 北村 浩一 関山 邦孝 高荷 正春 竹村 元宏 田中 昭仁 堀越 一三 加藤 一男 田中 正昭								
欠 委員(氏	席 (者) 名	荻野 照夫 河井 宏暢 古賀 利雄 下里 晴朗 高橋 伸治 秋葉三枝子 小関真美子 野地恵美子 三橋 博 宮原 鈴代 大熊 純司 山本 浩之 福島 洋輔								
説明 港 氏	•	秘書政策室 参事 岩崎雄一 主幹 長嶋太一								
事務局職 秘書政策室 参事 岩崎雄一 主席主幹 横田順一 員職氏名 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市										
会議次第	2 3 (1) (2) 4	開会 あいさつ 議題 リーダー・サブリーダー会議報告 条文の検討 その他 閉会								
配布資料		 ・次第 ・リーダー・サブリーダー会議記録 ・執行機関の附属機関とは ・議会の役割 ・全国の制定状況(自治基本条例タイプのみ) ・懇話会条例作成検討資料 ・多摩市・大和市自治基本条例構造図 ・北本市自治基本条例構造図(案1・2) ・第20回懇話会会議録 ・伊賀市自治基本条例 								

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	1 開会
事務局	これより、第21回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。
	2 あいさつ・内田会長あいさつ
	3 議題
事務局	議事の進行につきましては、会長にお願いします。
議長	(1) リーダー・サブリーダー会議報告 事務局から報告をお願いします。
事務局	資料を示して報告
議長	事務局からリーダー・サブリーダー会議の報告がございましたが、協議内容についてご承認いただけますか。
全委員	———承認———
全委員	(2) 条文の検討 それでは、条文の検討に入りたいと思います、リーダー・サブリーダー会議の報告にもありましたように、前回までの会議で「全体で集約すべき課題」を項目ごとにひとつずつ議論してきましたが、残っている項目として、「市民委員会」のあり方について、全体で協議する必要がありますので、本日はこれについて検討してまいりたいと思います。 「市民委員会」については、市民グループが項目として条文を検討、作成していただきましたが、他のグループで検討した他の項目の中にも「市民委員会」に関連するものが含まれているため、ここで全体として考え方を整理したいと考えます。 事務局から「市民委員会」に関連する資料の提供がありますので、まず、事務局から資料の説明をお願いします。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	資料を示して説明 ・執行機関の附属機関とは ・議会の役割 ・北本市の附属機関の状況 ・自治基本条例制定市における市民委員会の位置付け事例
議長	ありがとうございました。 それでは、今事務局から提示いただいた資料の内容も踏まえまして、北本市の「市民委員会」のあり方について設置の是非も含めた議論をしてまいりたいと思います。 まず、3つのグループでそれぞれ「市民委員会」について、条文への記載がございましたので、それぞれのグループで検討した「市民委員会」について各リーダーからお話していただきたいと思います。 資料6をご覧いただきたいと思います。資料に記載の順番で、総則グループ、議会・行政グループ、市民グループの順でリーダーからお話くださいますようお願いします。
浅野	総則グループでは、市民参加によるまちづくりを第一に考えて検討してきました。その中で自治に関するあらゆる事項について検討する自治推進市民委員会の設置も検討しました。しかし、あくまでも一つの案であって、必ずしもこれでなければならないという考えではありません。
勝	議会・行政グループで検討した市民委員会は、市民参加を促進するための組織であり、この条例に位置付けするものではなく、別の協働や市民参加条例などの条例の中に位置付けすべきものとして考えています。
田中(昭)	市民グループで検討した市民委員会は、自治条例が正しく運営 されているかどうかを検証していくことを目的に設置を考えた ものです。
議長	ありがとうございました。 リーダーのみなさんに各グループの市民委員会の考え方について発表していただきましたが、補足説明等があればお願いします。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
北村	議会との兼ね合いもありますが、住民がどういう形で参画するのかが問題なのだと思います。 市民がどのようなルールのもとに市政に参画するのかを議論する必要があります。市民が全てのことに権限を持つことになってしまうと議会との関係が問題になります。 現在のシステムを考えたうえで、個々の条文も大事ですが、この委員会の位置付けが最重要であるというのが総則グループで話してきた内容です。
議長	ありがとうございました。 それでは、市民委員会についての皆様のご意見を伺います。
竹村	前回の会議で、委員の皆さんが重要と考える項目のアンケート調査の集計発表がありましたが、そこでは、住民自治に必要なものとして、参画・協働の推進と情報の共有が中心になるということが明らかになりました。また、参画・協働といっても計画段階、実行段階、評価段階の各段階によってその方法が違うということも提案させていただきました。これから検討する市民委員会は、果たして、参画・協働の推進のどこの段階に当まする市民委員会は、果たして、参画・協働のと思います。私は、市民委員会は、果たして、参画・協働のと思います。私は、市民委員会は、果たして、参画・協働のと思います。日は、伊賀市の自治基本条例では、伊賀市の事例を申し上げますが、伊賀市の自治基本条例では、伊賀市の事例を申し上げますが、伊賀市の自治基本条例では、伊賀市の事例を申し上げますが、伊賀市の自治基本条例では、伊賀市の事例を申し上げますが、伊賀市の自治基本条例では、住民自治協議会というものを規定とての人が公司となる団体を住民が設置するものを規定とての人が公司となる団体を住民が助するという組織を設置することになっています。これは、北本市でいう地域コミュニティ委員会の役割を担う、北本市の地域コミュニティ委員会の規約に書かれているものがあると思うのです。北本市は、自治会組織や地域コミュニティ組織が市の全域をカバーしてしっかりと確立されていますので、このようなる組織が市民委員会の役割を果たすことができるのかもしれません。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	もし、計画段階において、市はまず地域コミュニティ委員会 に諮問するというような仕組みができるのであれば、新たな市 民委員会は当然必要ないものとなるでしょう。
議長	確かに何が何でも市民委員会を設置するというのではなく、 既存する組織として地域コミュニティ委員会が受け皿となるこ とも考えられるのかもしれません。 他の皆さんのご意見はいかがでしょうか。
勝	私は、市民グループの考えた案がいいのではないかと考えています。設置するのは、この自治条例の精神にのっとって、行政運営が進められているかどうかをチェックする委員会でいいと思います。
竹村	私は、そのような具体的な細かいところまで議論し、想定して条文を作っていくべきではないのかと思います。自治条例に北本の特徴を出していくには、しっかりと整備されている自治会やコミュニティ委員会を位置付け、利用すべきだと思います。
有働	市内には、自治会が111団体、コミュニティ委員会が8団体あり、相互に連携し、市の全域をカバーしていますから、意見を聞く場としてコミュニティ委員会を活用することは十分に考えられます。 しかし、その活用を条文にどのように盛り込んでいくかを考えるとなるとやはり、自治条例ではなく、そのもとに整備していく条例に位置づけるべきではないかと考えます。
竹村	計画段階における市民の参画についていろいろ議論して何を 条例に盛り込むのかを考えたいと思います。
高荷	委員会の目的と役割をはっきりとさせておく必要があります。私は、条例に関する検討組織として委員会を置けばいいのではないかと思います。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
田中(正)	市民委員会については、形式論よりも目的論をしないといけないのではないでしょうか。市長の諮問事項を検討するだけでいいのか、または何を協議するのか、その必要性から考えるべきだと思います。
浅野	新しい北本を作っていくという考え方からすると、既存の団体よりも若い人たちの意見を反映できるような新しい組織をつくった方がいいのではないかと思います。
北村	我々総則のグループは、住民が行政と協働してまちづくりを 進める中で、住民は何に参画すべきなのかを考えました。そし て、行政、議会に次ぐ第3局として市民委員会を位置付け、予 算の編成過程などに市民が参画することにより、市民は参加し たからには結果責任も持つのだという認識になると思います。 個人的な考えですが、委員会の委員は20人、半数が公募、 1/4が学識経験者、残りの1/4が地元団体の代表者という ようなことを考えていました。
関山	竹村委員からご提案いただいた要因図を見て、これまでの議論がよくわかりました。今までもやもやしてきたことが整理されたように思います。 市民一人ひとりが主役ということと、間接民主主義制度の中で市民が参画する一つの姿として、市民委員会は何らかの形で設置すべきものではないかと思います。
田中(昭)	市民委員会は自治条例に関することを扱う委員会という位置付けでいいと思います。皆さんがおっしゃるように自治やコミュニティの関連の方で新たな条例を別途作っていくべきではないかと思います。
堀越	私も市民委員会は、この条例に関することのみを扱うべきではないかと思います。議会に関連する問題もあることですし、現状で自治会にそれを担えというのも無理だと思います。かえって自治会長の受け手がなくなることも考えられます。 自治会は任意団体であって、区長制度とは別のものですからその整理も必要になってくると思います。 そのようなことから条例の監視委員会のようなものをつくってその他のことはまた、別に考えた方がいいと思います。

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤(信)	私も田中さんと同じ意見で、条例に関することを扱う委員会 の設置を盛り込めばいいと思います。
加藤 (一)	条例を運営していくうえで、市民がそれをチェックしていくことは必要だと思います。市民グループの考え方である審議会としての位置付けがいいのではないかと思います。市民参加の担保に関するものは別に考えていく必要があろうかと思います。
細井	今までの作業を通して考えたことを申し上げますと、検証や 見直しは必要な項目だと思います。また、章分けをすることに よって、この条例をどうするのか、必要なものは何なのかが関 連して出てくるように思います。 条例をどうしたら一人ひとりが自分のものとして考えられる かを章分けの作業の中で検討していく必要があると思います。 住民が主となるということが定められたらと思っています。
阿久井	私も条例に関することを扱う委員会を設置するのがいいと思います。 コミュニティ委員会の中にその役割を置くのはどうかと思います。
勝	市の総合的なことを議論する20人の市民委員会を設置するという提案ですが、行政、議会という二元代表制をとっている中で、一方では市民の信託を得た議員がいて、公募でなった個人の委員が発言に責任を持つということは考えられないと思います。市の総合的なことは、それぞれの得意分野で市民が参加していくようなしくみを目指していくべきだと思います。
高荷	今の地方自治の仕組みからして、公募委員に権限と責任を負わせるというのでは、いい議論はできないと思います。 今ある法令の中でどこまで規定できるかをきちんと考えない といけないのではないでしょうか。理想論だけではだめだと思 います。
竹村	私は、参画・協働を考えて条文を見てきたのであって、現在 のコミュニティ委員会が必ず委員会の部分を担わなければなら ないという主張をしたわけではありません。この提案をきっか

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	けとして市民がどう市政に参画するかをみんなで議論したいと 考えています。
勝	市民参加の細かい規定は、久喜市のように市民参加条例の中で検討していくべきではないでしょうか。
高荷	私も自治基本条例の下の条例を体系化していく中で個別条例 として整備していくべきだと考えます。
竹村	大元のところは、このように全員で議論すべきですが、これまで作成した条文の整理は小委員会を作って作業を進めていくべきです。 全体で方針を決定して小委員会で案を出す方式で今後は進めてはいかがでしょうか。
議長	小委員会をつくる提案がありましたが、リーダー・サブリー ダー会議のメンバーで整理を行い、全体で協議して決定する方 式をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。
全委員	———承認——
議長	ありがとうございます。それでは、これまでの条文をリーダー・サブリーダー会議で整理して、懇話会に提示していきたいと思います。 事務局から連絡事項はありますか。
事務局	前回の会議で、章立ての案をリーダー・サブリーダー会議が 提示するということになっていました。2つの案として整理されましたので、ご覧いただきたいと思います。次回は、この案 についての協議を進めていただければと考えています。 また、大和市と多摩市の自治基本条例の構造図をお渡ししま すので、参考としていただきたいと思います。
事務局	4 その他

会議記録(3)

発言者		発	言	内	容	•	決	定	事	項	
	5 閉会 ・有働副		あい	さつ							
議事の概要を記載	し、その相違	量なき	きを訂	・ Eする	っため	うここ	. に署	<u>-</u> 名す			
平成年		3									